

沖縄県試験研究評価システムについて

令和5年6月29日
企画部長決裁

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（以下「基本計画」という。）では、県民が望む5つの将来像実現に向けた道筋として、「希望と活力にあふれる豊かな島を目指して」としており、その基本施策として科学技術イノベーションの創出と次世代を担う持続可能な産業の振興、亜熱帯性気候等を生かした持続可能な農林水産業の振興、地域を支える第2次産業と県産品の振興等が掲げられ、各々の施策のなかで、産業振興のための研究開発の推進が謳われている。

こうした施策を具体的に展開していくためには、県の試験研究機関の果たす役割は極めて重要であり、従来にも増して、より効果的・効率的な試験研究の推進が強く求められている。

以上のことから、次のとおり試験研究評価システムを実施する。

第1 評価の目的と基本姿勢

1 評価の目的

- (1) 基本計画の目標実現に寄与する。
- (2) 優れた試験研究を効率的・効果的に推進する。
- (3) 重点的・効率的な予算配分に反映させる。
- (4) 成果活用について関係各課・各機関の連携を強める。

2 基本姿勢

- (1) 基本計画との関連性を明確にし、基本計画の実現に向け、試験研究を効率的・効果的に推進することで、新たな産業の創出や産業の高度化を行い、もって、強くしなやかな自立型経済の構築に寄与する。
- (2) 研究課題は産業界や県民ニーズを重視・反映させ、産業界と連携した研究開発を強化する。
- (3) 関係各課・各機関の連携のもとに、研究成果が速やかに普及・事業化につながるように努める。

第2 評価の方法

1 評価対象の範囲

評価対象の範囲は、農業研究センター（支所を含む）、畜産研究センター、森林資源研究センター、水産海洋技術センター（支所を含む）、海洋深層水研究所、工業技術センター、家畜衛生試験場、栽培漁業センター、衛生環境研究所の9試験研究機関が実施する以下の研究課題とする。

「2 評価の種類」に定める総合評価については、家畜衛生試験場、栽培漁業センター、衛生環境研究所を対象外とする。

(1) 国、独立行政法人、民間法人等からの委託事業

国、独立行政法人、民間等が必要とする調査研究課題を都道府県の試験研究機関に委託して行うものである。

(2) 国庫補助事業による試験研究課題

県が必要とする試験研究課題を、国の補助を受けて実施するものである。

(3) 提案公募型試験研究課題

产学研官の共同研究体制のもと応募し、審査を経て採択され、委託される研究課題である。

(4) 法令等に基づく試験・分析・調査

法令や条例によって義務づけられたものである。

(5) 県単独予算による試験研究課題

各研究費（単独）で予算措置された試験研究課題等である。

2 評価の種類

以下の機関評価、個別評価及び総合評価を実施する。

(1) 機関評価

第2の1に掲げる各試験研究機関において、同項に掲げる研究課題の全てを、評価する。

(2) 個別評価

研究分野ごとに外部専門家で構成する個別評価部会（別紙1）において次の研究課題を評価する。

① 第2の1(2)のうち沖縄振興特別推進交付金による研究課題

② 第2の1(5)の研究課題

(3) 総合評価

第3の(3)の構成に示す者で構成する試験研究評価会議（以下、「評価会議」という。）において、基本計画と研究事業体系の整合性及び研究推進の方向性を評価するとともに、各個別評価部会において選定した、重点研究課題（別紙2）の各候補を評価し、課題を決定する。

3 評価の区分

機関評価、個別評価は次にあげる区分ごとに行う。

(1) 事前評価

新規に取り組む研究課題の適否を評価する。

(2) 中間評価

研究に5年以上を要する課題について、開始後3年毎に進捗を評価する。ただし、そのときが研究期間の最終年であるときは行わない。

(3) 事後評価

前年度終了した研究課題、及び成果情報として提供予定の研究課題の研究目標の達成度と成果の活用方法を評価する。

(4) 追跡評価

研究終了年度の3年後に研究成果の活用状況を評価する。ただし、育種に関する研究課題については、研究終了年度の翌年度から6年を超えない時点で研究成果の活用状況を評価する。

4 評価の内容

(1) 機関評価

評価は以下の3つの視点から行う。

- ・必要性：科学的・技術的意義、社会的・経済的意義、県費を用いた研究開発としての妥当性
- ・効率性：計画・実施体制の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性
- ・有効性：（見込まれる）成果に着目した目的・目標の設置とその達成度合い、（見込まれる）直接の内容、（見込まれる）効果や波及効果の内容の妥当性

(2) 個別評価

- ① 事前評価、中間評価は、以下の3つの視点から行う。
 - ・実施・継続：計画は妥当であり、そのまま実施
 - ・検討：考慮すべき課題があり、それを検討して実施
 - ・不採択・中止：計画達成が見込めず実施・継続しない
- ② 事後評価は、以下の3つの視点から行う。
 - ・目標以上：目標以上の成果が得られた
 - ・目標どおり：概ね目標どおりに成果が得られた
 - ・目標以下：目標の達成度が低い
- ③ 追跡評価は、以下の3つの視点から行う。
 - ・研究成果が十分活用されている
 - ・研究成果がある程度活用されている
 - ・研究成果があまり活用されていない

(3) 総合評価

- ① 評価は、以下の2つの視点から行う。
 - ・基本計画と研究事業体系の整合性はあるか
 - ・研究推進の方向性はどうか
- ② 重点研究課題は以下の視点から決定する。
 - ・基本計画への貢献度が高く、行政施策としての優先度・重要度の高い課題
 - ・試験研究機関が重点的に人的及び予算配分を取り組める課題

第3 会議

評価は、第2の2 評価の種類ごとに設置する、以下の3つの会議において行う。

(1) 試験研究評価会議機関評価会議

主宰：各試験研究機関長

構成：関係課班長、関係機関等

所管：各試験研究機関

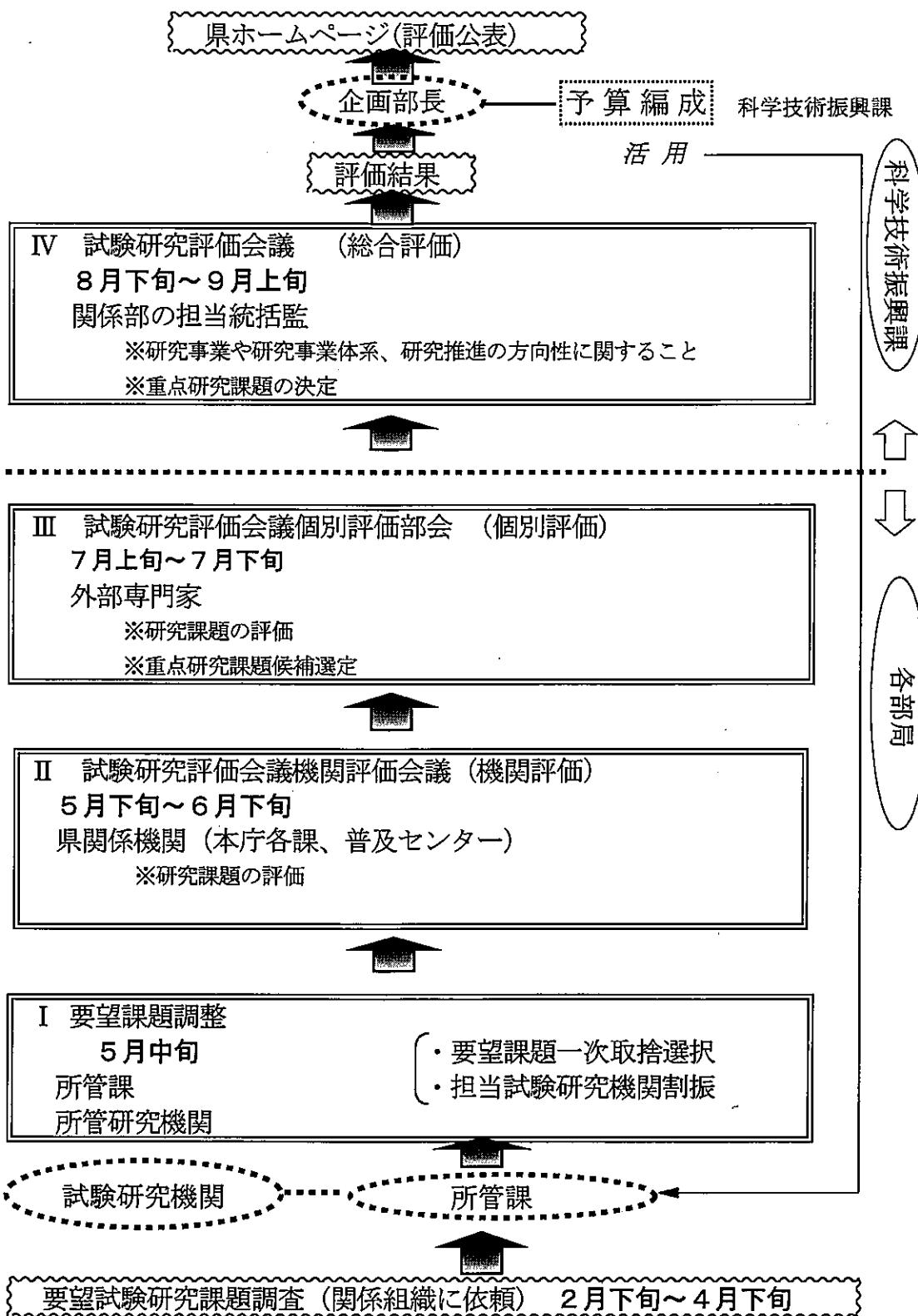
所掌事務：各試験研究機関実施課題の評価、機関評価書の提出

- (2) 試験研究評価会議個別評価部会
主宰：各試験研究機関長
構成：学識経験者、産業界、関係機関等
所管：各個別評価部会（別紙1）
所掌事務：試験研究課題の個別評価、重点研究課題の選定
- (3) 試験研究評価会議
主宰：企画振興統括監
構成：財政統括監、環境企画統括監、保健衛生統括監、農政企画統括監、
産業雇用統括監
所管：科学技術振興課
所掌事務：個別評価部会の評価結果の報告、研究事業体系及び研究推進
の方向性の観点からの総合評価による重点研究課題の決定

第4 評価結果の取り扱い

評価結果は、評価会議において評価した後、企画部長決裁により決定し、
科学技術振興課ホームページにおいて公表する。

沖縄県試験研究評価システムの流れ



別紙1

沖縄県試験研究評価会議 個別評価部会

部会名	対象分野	該当試験研究機関	主宰	構成員
作物	栽培・育種 農業経営 土壌・水質保全 病害虫 減農薬・減化学肥料 農業施設の改良・開発 農業機械 バイオテクノロジー 食品・加工・流通	農業研究センター	農業研究センター所長	外部専門家
野菜・花き	栽培・育種 農業経営 土壌・水質保全 病害虫 減農薬・減化学肥料 農業施設の改良・開発 農業機械 バイオテクノロジー 食品・加工・流通	農業研究センター、海洋深層水研究所 農業研究センター	農業研究センター所長	外部専門家
果樹	栽培・育種 農業経営 土壌・水質保全 病害虫 減農薬・減化学肥料 農業施設の改良・開発 農業機械 バイオテクノロジー 食品・加工・流通	農業研究センター	農業研究センター所長	外部専門家
畜産業	牛 豚 山羊 飼料 牧草育種 家畜衛生 畜産環境対策 バイオテクノロジー 食品・加工・流通	畜産研究センター 家畜衛生試験場 畜産研究センター	畜産研究センター所長	外部専門家
森林・林業	育林保全 林産開発	森林資源研究センター	森林資源研究センター所長	外部専門家
水産業	魚介藻類の養殖 魚病対策 漁業資源・資源管理 海洋環境	水産海洋技術センター 海洋深層水研究所 栽培漁業センター	水産海洋技術センター所長	外部専門家
生産技術	工業材料 製造プロセス 工業デザイン 環境技術 エネルギー	工業技術センター	工業技術センター所長	外部専門家
食品・化学	食品資源 食品加工 醸造 環境化学 資源化学	工業技術センター	工業技術センター所長	外部専門家

※該当試験研究機関（衛生環境研究所も含む）ではなくても、課題の内容により、該当する個別評価部会に参加できる。

別紙2

重点研究課題

1 目的

行政施策として優先度・重要度の高い研究で、公設試験研究機関が重点的に人的及び予算等の資源配分をして取り組む必要のある研究課題に研究資源を配分することで、試験研究成果を社会へ迅速に還元することを推進し、成果の技術移転による地場産業の高度化を目指すことを目的とする。

2 対象となる研究課題

対象とする研究は、上記目的に合致するもので、原則、各試験研究機関が連携して取り組む課題、または各試験研究機関と大学、企業等とが連携（共同研究等）して取り組む課題とする。ただし、単独による研究開発であっても、成果の技術移転による地場産業の高度化が見込まれるものについてはこの限りでない。

3 事業期間及び予算額

- (1) 事業期間：原則3年以内とする。
- (2) 予算額：1年度あたり500万円を上限とする。